

医療従事者慰労金支給事業

医療機関等に勤務する医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、

- ①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
- ②継続して提供することが必要な業務であること
- ③医療機関での集団感染の発生状況

から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付するもの。

支給対象者

令和2年2月20日から令和2年6月30日までの期間において、医療機関等で通算して10日以上勤務した方

支給額

重点医療機関、感染症指定医療機関等、県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員

実際に、感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合

20万円

上記以外の場合

10万円

その他の病院、診療所(医科・歯科)、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員 (実際に、感染症患者を受け入れている場合には20万円)

5万円

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

事業目的

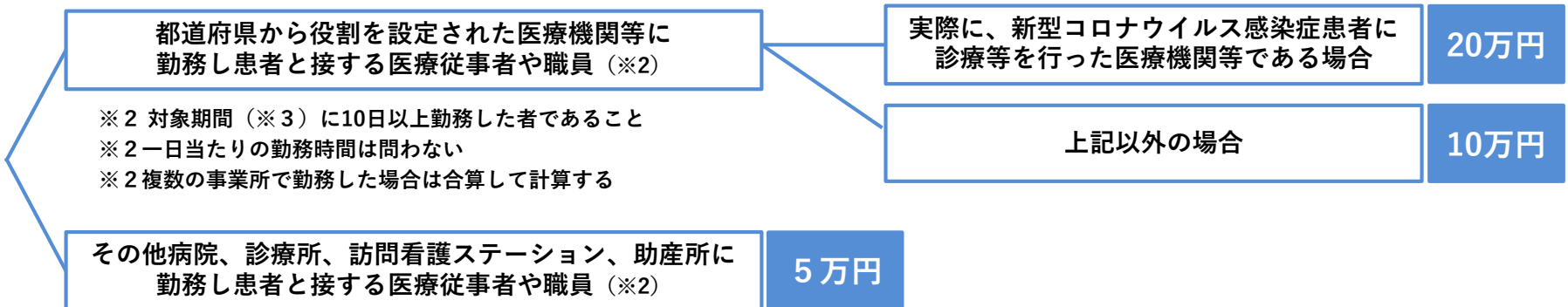
- 医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、
- ① 感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと
 - ② 継続して提供することが必要な業務であること
 - ③ 医療機関での集団感染の発生状況
- から相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等（※1）に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）

※1 重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

（給付額）



* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

（※3）対象期間：当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（★）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間

★ 新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。

様式第1号

①電子申請用

【医療機関→国保連→都道府県】医療機関情報_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

申請日	令和2年9月25日	(入力形式) 西暦4桁/月/日 半角、スラッシュ区切り (表示は、元号表示になります)	委託会社等の医療従事者等の申請の有無	あり	「あり」を選択すると様式5(シート)が表示されます。
-----	-----------	--	--------------------	----	----------------------------

施設概要

助産所コードを有さない助産所は「9999999999」を入力してください

医療機関コード (10桁)	4	0	1	1	2	3	4	5	6	7	施設名称 (自動表示)	福岡県庁病院		
管理者職名	院長		管理者氏名		福岡 太郎		※申請者は管理者となります。自動表示(氏名等)は手入力も可能です。							
連絡先	担当部署		担当者氏名		連絡先電話番号		連絡先メールアドレス							
	総務課		福岡 花子		092-643-3344		shippei@pref.fukuoka.lg.jp							
所在地	郵便番号				都道府県名			市区町村以降						
	8	1	2	-	8	5	7	7	福岡県	福岡市博多区東公園7-7				

国又は自治体が設置する医療機関等において制度上の問題により、医療従事者への迅速な振込ができない医療機関である	いいえ	自治体等において補正予算の対応が速やかに行うことができる場合には通常通り、貴医療機関等において受領することができます。
--	-----	---

申請医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者の受け入れ等について

当該都道府県における始期【A】(自動入力)	2020/2/20	【施設類型】 1 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を割り当てた医療機関 2 帰国者・接触者外来を設置する医療機関 3 地域外来・検査センター 4 宿泊療養受入施設での対応 5 自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務 6 1~5以外の病院及び診療所 7 訪問看護ステーション 8 助産所
施設類型(リストから選択してください)	1	◀類型番号
都道府県から役割指定を受けた日【B】	2020/2/22	(形式) 西暦4桁/月/日 半角、スラッシュ区切り
新型コロナウイルス感染症患者を最初に受け入れた日	2020/2/22	(形式) 西暦4桁/月/日 半角、スラッシュ区切り ※「最初に受け入れた日」は、新型コロナウイルス感染症患者に対して入院診療を行った日(帰国者・接触者外来を設置する医療機関においては、疑い例を含め診療を行った日)となります。
対象期間起点日(自動入力)	2020/2/20	施設類型2~5については、【A】【B】いずれか早い日

口座情報

国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない(助産所コードを有さない助産所は、「いいえ」を選択してください)	はい	債権譲渡されていない場合は、「はい」を選択して下さい。債権譲渡されている場合は、国保連に登録されている口座への補助金の振込ができませんので、債権譲渡されていない口座の情報を提出していただく必要があります。
国保連合会による当該口座の債権譲渡に関する確認結果が都道府県に共有されることに同意する	はい	本事業は国保連合会のシステムを活用した慰労金交付を予定しています。交付の過程において、国保中央会保有の口座債権譲渡有無に係る情報が、都道府県に共有されることがあります。同意いただける場合は「はい」を選択してください。
国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する	はい	同意いただける場合は、「はい」を選択して下さい。

債権譲渡されていない口座情報をご記載ください

金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード
預金種類 1:普通 2:当座 4:貯蓄	口座番号(左詰め)		
(フリガナ)			
取引口座名			

上記の口座情報を都道府県が本事業の振込に使用することに同意する	はい
---------------------------------	----

※今回の慰労金は、所得税法の非課税規定に基づき、非課税所得に該当します。また、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることが禁止されています。

※なお、本事業実施のために新たに入手・共有された情報は本事業のみに用い、その他の目的で使用されることはございません。

慰労金交付申請額

科目	人数	申請額(円)
慰労金	3	400,000
振込手数料		440
合計申請額(円)		400,440

※「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」3(17)イ(イ)に該当する。

※必要に応じて医療機関等のシステム等からCSVデータに落とし込んだものを貼り付けるなどの方法で作成してください。

施設類型	※【B】「コロナ患者受入以降の勤務」の定義	10日以上勤務かつ【B】の勤務実績あり	10日以上勤務あり【B】の勤務実績なし
1 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を割り当てた医療機関	陽性患者入院以降、勤務実績あり	20万円	10万円
2 帰国者・接触者外来を設置する医療機関	陽性・疑い患者来院以降、勤務実績あり	20万円	10万円
3 地域外来・検査センター	陽性・疑い患者来院以降、勤務実績あり	20万円	10万円
4 宿泊療養受入施設での対応	軽症者等入所以降、勤務実績あり	20万円	—
5 自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ	軽症者等に対する、勤務実績あり	20万円	—
6 1～5以外の病院及び診療所	陽性患者入院以降、勤務実績あり	20万円	5万円
7 訪問看護ステーション	陽性患者訪問日以降、勤務実績あり	20万円	5万円
8 助産所	陽性妊産婦患者入所以降、勤務実績あり	20万円	5万円

水色セルに入力してください。

白色セルは、自動表示されます。

様式第2号

【医療機関→国保連→都道府県】給付対象内訳_新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金

合計申請額（円）

管理番号 (半角数字) 1からの 自動連番	医療機関コード	申請する 医療機関等 名称	給付申請 金額	他施設での勤務情報等 チェック	氏名 (漢字)	フリガナ (半角カタカナ)	生年月日	性別	【A】1～8 起点日から 6/30までの期間 における 延べ 勤務日数 (リスト入力) 0日～10日以上	【B】 申請する 医療機関等 での コロナ患者受入 以降の 勤務実績(※) (有り/無し)
1	4011234567	福岡県庁病院	100,000	【C】他施設での勤務実績に、“有り”の入力があると、右側に他施設の入力欄が表示されます。	福岡 一郎	フカオ イチロウ	平成2年1月1日	男 1 女 2	10日以上	無し
2	4011234567	福岡県庁病院	100,000		福岡 二郎	フカオ シロウ	平成2年2月1日	1	10日以上	無し
3	4011234567	福岡県庁病院	200,000		福岡 三郎	フカオ サブロウ	平成2年1月3日	1	10日以上	有り

		【施設類型】 1～3			【施設類型】 4～5			【施設類型】 6～8		
		1 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を割り当てた医療機関								
		2 帰国者・接触者外来を設置する医療機関								
		3 地域外来・検査センター								
					4 宿泊療養受入施設での対応					
					5 自宅療養を行う場合の新型コロナウイルス感染症患者に対するフォローアップ業務					
								6 1～5以外の病院及び診療所		
								7 訪問看護ステーション		
								8 助産所		
委任状カウント▶ OK		他医療機関等での、勤務実績あり (1番～3番)			他医療機関等での、勤務実績あり (4番～5番)			他医療機関等での、勤務実績あり (6番～8番)		
申請施設以外		申請する施設 以外			申請する施設 以外			申請する施設 以外		
【C】		1番～3番の合算			4番～5番の合算			6番～8番の合算		
他医療機関等での勤務実績 (有り/無し)	委任状徴収済	医療機関等名称 複数の場合はどこか、1か所	【A】 1～3 起点日から6/30までの期間における 延べ勤務日数 (リスト入力) 1日～10日以上	【B】 1～3 申請する医療機関等以外での コロナ患者受入以降の 勤務実績(※) (有り/無し)	医療機関等名称 複数の場合はどこか、1か所	【A】 4～5 起点日から6/30までの期間における 延べ勤務日数 (リスト入力) 1日～10日以上	【B】 4～5 申請する医療機関等以外での コロナ患者受入以降の 勤務実績(※) (有り/無し)	医療機関等名称 複数の場合はどこか、1か所	【A】 6～8 起点日から6/30までの期間における 延べ勤務日数 (リスト入力) 1日～10日以上	【B】 6～8 申請する医療機関等以外での コロナ患者受入以降の 勤務実績(※) (有り/無し)
無し	済									
無し	済									
有り	済				福岡県庁ホテル	10日以上	有り			

テーマから探す

目的から探す

組織から探す

Google Custom Search

検索

[トップページ](#) > [健康・福祉・子育て](#) > [感染症対策](#) > [感染症情報](#) > [新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）給付事業のご案内](#)

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）給付事業のご案内

更新日：2020年9月8日更新



医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心から感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じての申請と給付にご協力をお願いします。

※なお、給付後1ヶ月以内に実績報告（対象者への振込記録等）が必要です。

情報が見つからない時は

重要なお知らせ

[\[福岡コロナ警報発動\] 新型コロナウイルス感染症ポータルページ](#)

[県内における新型コロナウイルス感染症の感染動向等](#)

[Updated : Coronavirus disease\(COVID-19\) advice for the public](#)

このページを見た人は



テーマから探す

目的から探す

組織から探す

特集から探す

事業者の方へ

福岡の魅力


STOP
COVID-19
新型コロナウイルス
感染防止宣言
福岡県

感染防止宣言ステッカー 発行申請受付中

申請済店舗・施設も確認できます

感染拡大防止と県民の皆さまへの安心の提供のため、ぜひ登録にご協力ください。

詳細は専用ページへ

 **福岡県防災
ホームページ** >

 **相談窓口** >

 **医療機関情報** >

緊急・重要なお知らせ

[\[福岡コロナ警報発動\] 新型コロナウイルス感染症ポータルページ](#)

[県内における新型コロナウイルス感染症の感染動向等](#)

[Updated : Coronavirus disease\(COVID-19\) advice for the public](#)

(2) 申請書類

 [国保連合会への申請書類等 \[その他のファイル/6.13MB\]](#)

※エクセルファイル更新日：令和2年8月13日20時


※医療機関等の申請マニュアル（慰労金）更新日：令和2年8月13日20時

 [退職等による個人申請書類等 \[その他のファイル/3.34MB\]](#)

※医療機関等の申請マニュアル（慰労金）更新日：令和2年8月13日20時

（※介護分・障がい福祉サービス分は別様式になります。）

【参考：厚生労働省ホームページより】

 [新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第6版）について〈慰労金部分抜粋〉 \[PDFファイル/568KB\]](#)

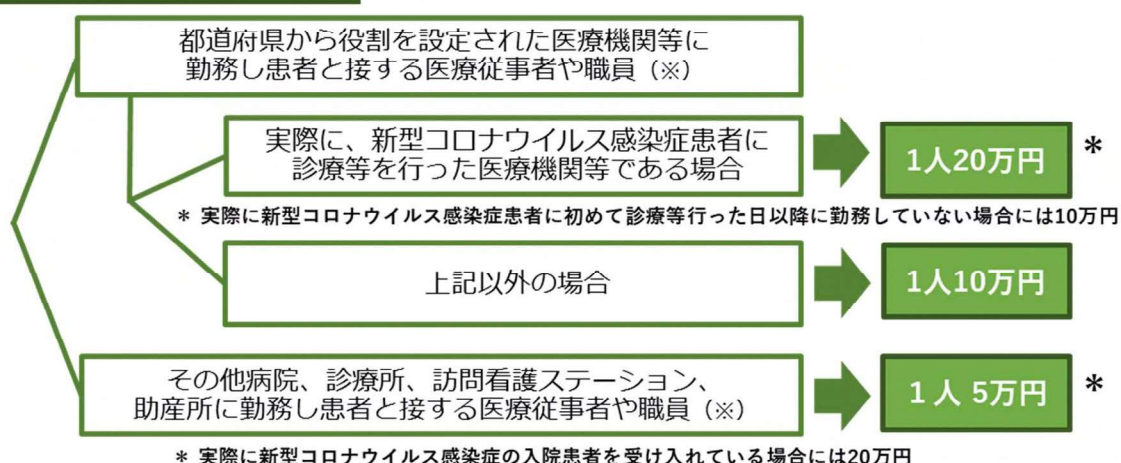
○新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

1 慰労金の額はどのようになりますか。医療機関の中で独自に対象者や額を変更されることがあるのでしょうか。

(答)

○ 給付額は以下の図のとおりとなります。対象者および給付額の考え方を医療機関で変えることはできません。

給付対象・給付金額



※ 対象期間（当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16）から6/30までの間）に10日以上勤務した者が対象となります。

※ 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※ 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

2 「患者と接する」はどこまで含まれるのでしょうか。

(答)

○ 慰労金の趣旨に照らし、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員を慰労金の対象としています。

○ 例えば、病棟や外来などの診療部門で患者の診療に従事したり、受付、会計等窓口対応を行う職員は通常該当します。また、診療には直接携わらないものの、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員等は医療機関における勤務実態等に応じて該当するものと考えられます。一方、対象期間中はテレワークのみによる勤務であったり、医療を提供する施設とは区分された当該法人の本部等での勤務のみであったなどの場合は該当しないと考えられます。

○ ただし、こうした法人本部等での勤務のみであるなどの、日常的には患者と接することが少ない医療従事者や職員であっても、例えば、病院の敷地内

で、対面する、会話する、同じ空間で作業するなど、医療機関内で患者に何らかの対応を行うことになっている場合には患者と接する医療従事者や職員に含まれます。

- なお、まず各医療機関等において勤務内容によって判断いただき、都道府県に申請いただくことになります。

3 「患者と接する医療従事者や職員」にある「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限定されるのでしょうか。

（答）

- 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限られません。他の疾病による患者も含まれます。

4 対象となる「医療従事者や職員」には、医師、看護師等医療専門職以外も含まれるのでしょうか。また、正社員、非常勤、嘱託、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されるのでしょうか。委託業者の職員についても対象となりますか。

併せて、公立の医療機関等の公務員も対象となりますか。

（答）

- 資格や職種による限定はありません。また、雇用形態等による限定はありません。委託業者の職員であっても医療機関等における勤務内容によって対象となります。公立の医療機関等の公務員も対象となります。

5 委託業者の職員はどのようなものが対象となるのでしょうか。給食、院内清掃、寝具類洗濯、院内保育施設、機器保守点検業務などは対象となるのでしょうか。

（答）

- 委託業者の職員については、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象となり、医療機関等における勤務内容によって判断いただきます。
- なお、一般的には、例えば、医療機関等内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは一般的に対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によって患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断いただくことになります。

6 医療機関等内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局などいわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く場合は対象となるのでしょうか。

(答)

○ 対象外となります。

7 「10日以上勤務」の1日の数え方はどのようになるのでしょうか。また、複数の医療機関等で勤務する場合は通算してよいのでしょうか。

(答)

○ 1日当たりの勤務時間数は問わずに、勤務日数を数えてください。なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は2日と数えてください。また、複数の医療機関等で勤務されている場合は、勤務日数を通算して構いません。

8 PCR検査センター（地域外来・検査センター）や帰国者・接触者外来に応援に行った医療従事者や職員への給付額はどのようになるのでしょうか。

(答)

○ 患者と接する業務に通算して10日以上勤務している医療従事者や職員であって、PCR検査センターや帰国者・接触者外来（PCR検査センター及び帰国者・接触者外来が実際に新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に診療等を行った医療機関等である場合）に応援に行き患者と接する業務に従事している場合、慰労金の額は20万円となります。

9 都道府県等から役割を設定された医療機関について、実際に本院が新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は、本院だけではなく、遠く離れた分院等も含めた当該医療法人全体の職員が20万円の対象となるのでしょうか。

(答)

○ 医療機関単位での判断となります。具体的には、保険医療機関コードが違う場合は別の医療機関として扱います。

10 帰国者・接触者外来設置医療機関における、勤務日数の対象期間の始期は、都道府県から役割を設定された日又は当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日若しくは受入日のいずれになるのでしょうか。

(答)

- 帰国者・接触者外来の役割を都道府県から設定された日又は当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日若しくは受入日（新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む）のいずれか早い日（岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4月16日）が始期となります。

11 対象となる「診療所」に歯科診療所は含まれるのでしょうか。

（答）

- 歯科診療所は対象となります。ただし、保険医療機関に限ります。

12 薬局での勤務は対象となるのでしょうか。

（答）

- 薬局については、調剤など医療に不可欠な役割を担うものですが、薬局ではクラスターが発生していないなど、クラスター発生のおそれは相対的に低く、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者等とは性質が異なると考えられることから、慰労金の対象とされていません。
- なお、医療機関に勤務し患者と接する薬剤師や、宿泊療養等をする軽症者等を訪問で支援する薬剤師は、他の職種と同様に対象となり得ます。

13 医療機関等で勤務している職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。また、居住地と医療機関等が別の都道府県にある場合はどちらに申請すればよいでしょうか。

（答）

- 勤務する医療機関等を通じて、医療機関等が所在する都道府県が定める申請窓口へ申請を行っていただきます。
 - また、医療機関等においては、医療機関等に勤務する職員の申請をとりまとめいただきます。この際、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めていただきます。その上で、各都道府県が指定する申請先に提出いただく必要があります（オンラインにより申請いただくための準備をしているところです）。
- ※ 詳細は勤務する医療機関等の所在する都道府県の申請案内をご確認ください（7月1日現在準備中です）。

14 派遣労働者や委託業務に従事する職員の申請はどのようにすればよいでしょうか。

（答）

- 派遣・委託業者の職員については、医療機関等において、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務を特定していただき、派遣会社・受託会社と相談して、当該業務に10日以上勤務している職員の一覧を提出してもらうなどにより、医療機関等からまとめて申請することを想定しています。
- ※ 詳細は勤務されている医療機関等の所在する都道府県の申請案内をご確認ください。(7月1日現在準備中です)。

15 複数の医療機関等に勤務し、いずれでも要件を満たす場合はどのように申請すればよいでしょうか。

(答)

- 今回の慰労金は、主として勤務する医療機関等で申請いただくことを基本としています。2か所以上の医療機関等に勤務し、いずれの医療機関等でも10日以上勤務するなどの要件を満たす場合には、いずれの医療機関等で申請を行っていただいても構いません。
- なお、慰労金は、令和2年度二次補正予算を財源として行うものとして、介護サービス事業所等や障害福祉サービス事業所等に従事される職員を対象とする慰労金を含め、お一人一回限りの給付となりますので、複数の医療機関等を通じた申請は辞退いただく必要があります。仮に、二重に給付を受けた場合には、不当利得として返還していただくこととなります。

16 医療機関等はどちらに申請すればよいでしょうか。

(答)

- 標準的な申請事務としては、医療機関等からの申請受付は各都道府県の国民健康保険団体連合会(都道府県の事務委託)で行うことを想定しています。
- 原則としてオンラインにより申請いただくこととしていますが、申請方法の詳細は7月1日現在調整中です。
- ※ 医療機関等への慰労金の支払いについても、国民健康保険団体連合会(都道府県の事務委託)で行うことを想定しています。

17 医療機関等を既に退職している場合、どのように申請すればよいでしょうか。

(答)

- 原則として、勤務されていた医療機関等を通じて申請してください。勤務していた医療機関等を通じた申請が難しい場合は、勤務されていた医療機関

等の勤務証明など必要な書類を揃えた上で個人申請いただくこととなります。

※ 詳しくは勤務されていた医療機関の存在する都道府県の申請案内をご確認ください。(7月1日現在準備中です)。

18 慰労金は課税所得となるのでしょうか。また、慰労金は差押えがされるのでしょうか。

(答)

- 慰労金は非課税所得となります。
- 「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律」により、慰労金は差押えが禁じられています。